

街歩き

街並み生い立ち

港町 横浜と佐世保

都市デザイナー

西脇 敏夫

〈横浜編〉

14. 歴史を生かしたまちづくり

横浜市独自の取り組み

横浜の港町「街歩き」は今回で終了しますが、街の個性や魅力といったものはその街の自然環境や歴史的環境、文化的な環境などで感ずることが出来ると思います。しかし、時代によって変化する社会経済状況の中で、街づくりに関する自然や歴史、文化などの要素や価値観も変化をします。特に第二次大戦後の急激な社会経済的潮流と変化の中で、こうしたものに対する価値観は弱い立場に置かれ、街の中から消えていく状況にありました。

横浜市では緑の保全や文化的なものへの保全については独自の取り組みもなされていましたが、歴史的建造物については、歴史的な価値観を大切にするという視点はありましたが、関東大震災と戦災という2度の災害により、その多くを失ったという背景の中で個別的な対応に留まっていた。例えば山手地区の「イギリス館」や「旧英国領事館(横浜開港資料館)」などの公共施設として保存活用した事例や、民間による「英七番館(戸田平和祈念館)」の保存活用や洋館を移築活用した「山手資料館」などの事例があります。そしてまた、当時の歴史的建造物の保存に関する法制度は「文化財保護法」ですが、横浜市には法を受けた条例がまだありませんでした。

そうした中で行ってきた歴史的環境を守り育てていくための横浜市独自の取り組みと、「街歩き」の中では触れることが出来なかったいくつかの事例を紹介したいと思います。

「港町／横浜都市形成史」

街づくりを進めるには、その街の街づくりの歴史を知ることが大切です。しかし「関内地区」を中心にした都心部について、道路や公園などの公共施設や建築物が、何時どのようにして造られ、街を形成し、変化をしてきたのか。そして各時代の社会経済的背景の中で、街並みや市民生活がどのような様子であったのか。そうした街づくりの視点から歴史を整理したものはありませんでした。そこで、1977(昭和52)年より3年間に亘って関係資料を収集整理分析し、都心部の街づくりをどのように計画し実現し、変化してきたのかなどの調査研究を行いました。

そして1981(昭和56)年に、その内容をまとめた「港町／横浜都市形成史」を出版しました。(図1)



図1 港町／横浜都市形成史

歴史的建造物の実態調査

そうしているうちにも、市内にある歴史的建造物が次第に消えていくという事例が増えてきました。そこで本格的に歴史的資産の保存や保全に対する取り組み策を検討するために、市内全体に具体的にどのような歴史的建造物が存在しているかをまず把握するために、1983(昭和58)年度より2年間に亘って調査を行いました。その間にも1年間で古民家30棟、近代建築物10棟が消失して

「街並み生い立ち 街歩き」執筆テーマ

- ① 街並みの生い立ちを歩く
(横浜編)
- ② 大通り公園
- ③ 都心プロムナード
- ④ くすのき広場と横浜市庁舎
- ⑤ 横浜公園と日本大通り
- ⑥ 日本大通りの建物たち
- ⑦ 開港広場
- ⑧ 山下公園通り
- ⑨ 横浜人形の家
- ⑩ 元町、中華街、馬車道、伊勢佐木町
- ⑪ 港の見える丘公園周辺
- ⑫ 外国人墓地、元町公園周辺
- ⑬ 「山手公園」「山手イタリア山庭園」周辺
- ⑭ 歴史を生かしたまちづくり
(佐世保編)
- ⑮ 美しい西海の自然に抱かれた街
- ⑯ させぼ大通りに沿って
- ⑰ 佐世保川に沿って
- ⑱ 三ヶ町・四ヶ町・五番街に沿って
(テーマは予定です。変更となる場合もあります)

いることも分かりました。

そして1985(昭和60)年度より「歴史を生かした街づくり基本構想」の策定を行い、歴史的建造物保存策の検討を行いました。この間も近代建築物が30棟消失しています。

一方で、「関内地区」の歴史的建造物を夜間にライトアップをする事業を1986(昭和61)年より開始し、昼間は街の景観の中に埋もれているその存在と魅力をアピールする活動も開始しました。(写真1)



写真1 歴史的建築のライトアップ

横浜市独自の保存制度

当時の「文化財保護法」は、歴史的建造物については学術的、文化的価値の凍結保存であり、対象も明治時代より以前の建築物でした。そのため、横浜に多い関東大震災以降に造られた近代建築物は対象にならず、また学術的、文化的価値の凍結保存では建物の所有者に大きな負担がかかり、そのままの形で将来に継承することは非常に難しい状態にありました。

横浜市では建物の敷地内に、歩行者に公開される歩道や広場などを設置した場合、容積率や高さなどの緩和を行う「横浜州市街地環境設計制度」があります。その中に、敷地内の歴史的建造物を保存した場合にも、同様に緩和するメニューを1985(昭和60)年に加えていました。しかしそれだけでなく、所有者の実情にも沿える歴史的建造物の保

存そのものに関わる仕組みが必要とされていました。

たまたま「馬車道商店街」の街づくりの中で「日本火災横浜ビル」保存への動きが起こり、この事例をモデルとして制度の検討を行いました。

その考え方は、建築物そのものの学術的、文化的価値の凍結保存にこだわらず、建物が生きて活用され、街並み景観としての価値が継承されることを目的とすることでした。そのため、外観は保存しながら、内部は所有者の生活空間としての改変を認めるというものでした。

そして1988(昭和63)年、歴史的建造物の保全活用を支援する制度として「歴史を生かしたまちづくり要綱(コラム参照)」を制定しました。この横浜独自の新しい制度の内容は、その後1996(平成8)年の「文化財保護法」の改正に際して反映され、新たに「登録文化財」が誕生したり、明治以降の近代建造物や土木産業遺産が法律の対象に加えられたりすることになりました。

保全活用の実践

この要綱の発足以来、歴史的建造物の所有者と相談しながら、毎年、数棟の認定と登録を行ってきました。2016(平成28)年現在、「認定歴史的建造物」は91件、「登録歴史的建造物」は203件になっています(横浜市HPより)。

「社寺」「古民家」「近代建築」「西洋館」「近代和風」「土木遺構」の部門がありますが、「近代建築」は「認定歴史的建造物」が32件、「登録歴史的建造物」が54件でその多くが「関内地区」にあります。「西洋館」は「認定歴史的建造物」が21件、「登録歴史的建造物」が38件でその多くは「山手地区」にあります。「山手地区」の「西洋館」に

ついては、本稿の11,12,13回でその多くを取り上げましたので、「近代建築」と「土木遺構」の保全の経緯についての代表例を紹介します。

日本興亜馬車道ビル (旧日本火災横浜ビル) 1988(昭和63)年度認定

近代建築物が多く残っている馬車道商店街の中で、ガラス張りの現代建築の低層部を構成するこの建物は、「歴史を生かしたまちづくり要綱」制定の契機にもなり「認定歴史的建造物」の第一号になりました(写真2)。



写真2 日本興亜馬車道ビル

1985(昭和60)年秋、この建物が老朽化に伴い建替えられるとの記事が新聞に掲載されました。保存を望む地元商店街や建築学会の意向を受け、日本火災と横浜市とで話し合いがもたれました。凍結保存は不可能ということから新しい保存方法を探るための検討委員会を設け、調査の結果、建物内部は震災と接収により大幅に改変されており、柱梁はRC造ですが外壁はレンガと石の組積造のため構造的な安全性が保てないことが分かり、外壁保全に限定することになりました。そして1989(昭和64)年、現在ある姿に生まれ変わりました。

このような保全手法は、アメリカやオーストラリアなどの都市では多く見られますが(写真3、4)、この建物はこうした経緯を経て日本で初

コラム

歴史を生かしたまちづくり要綱

この制度の特長は次の通りです。

1. 建造物の景観上の価値を大切に考えて、外観の保全を最優先し、内部は積極的な活用を優先します。
2. 幅広く保全を図っていくために、歴史的建造物をその価値などに応じて「登録」「保全契約」「認定」の3種類に分けて対応します。
3. 「登録」により歴史的建造物の動向を把握します。
「認定」と「保全契約」の建造物については、外観保全の改修に助成をします。
4. 所有者の実情を大切に考えて、柔軟で弾力的な運用をします。
5. 歴史的景観として対象とする

るものは、「歴史的建造物」と「歴史的地区」があります。建造物では、「近代洋風建築」「古民家」「町屋」「蔵」「神社」「寺院」の他に、それまでは文化財としての扱いを受けていなかった「土木産業遺構」を全国でも初めて対象としています。

そしてこの制度の運用に当たり、専門家などによる「歴史的景観保全委員」を設け、全員の協議会や専門部会によって、保全計画の審査、認定、助成の承認等の議論を行うようにしました。また横浜市が進める「歴史を生かした街づくり」の推進のために「横浜市歴史的資産調査会(現在は、公益社団法人 横浜歴史資産調査会)」を設立し、研究者等

による調査研究や普及啓発活動が行われています。

一方「文化財保護法」に基づく「横浜市文化財保護条例」も、この要綱の制定に先立つ1年前の1987(昭和62)年に制定され、「歴史を生かしたまちづくり要綱」とともに歴史的建造物の保存を支えるスタンスの異なる2つの制度が誕生しました。この2つの制度が連携して、歴史的建造物の特徴や所有者の実情に応じて使い分けをしながら、重要な建造物は「横浜市文化財保護条例」による「指定文化財」と、「歴史を生かしたまちづくり要綱」による「認定歴史的建造物」によって、幅広くより効果的な保存が図られることが出来るようになりました。



写真3 サンフランシスコの事例



写真4 シドニーの事例

めて誕生した事例で、その後日本の各地でも同様の保全例が多く出現しています。

ドックヤードガーデン (旧横浜船渠第2号ドック)

1989(平成元)年度認定、
1997(平成9)年度指定

この施設は、横浜の新しい港町「みなとみらい中央地区」にある「横浜ランドマークタワー」の足元にあります。

1897(明治30)年に竣工した現存最古のこの石造ドライドックは、港湾の重要な位置にあつて横浜造船所の施設として活躍してきましたが、1973(昭和48)年にその役割を終えました(写真5)。隣接する1899(明治32)年竣工の1号ドックは、1985(昭和60)年に横浜市が「日本丸メモリアルパーク」として整備公開していましたが、2号ドックについては「横浜ランドマークタワー」の敷地内にあり、その保存がどのようになされるのが課題でした。



写真5 旧横浜船渠第2号ドック

調査委員会が設けられて具体的な検討が行われ、「体験できる石造大空間」としての保存が重要とされ、構造的問題を解消するために解体復元する手法が検討されました。1989(平成元)年の横浜博覧会の際にはそのまま埋められて地下で眠っていましたが、博覧会終了後に一つ一つ石をはずして解体調査が行われました。「横浜ランドマークタワー」の敷地形状に合わせて若干の位置と形状を調整しましたが、1993(平成5)

年に現在の形で復元保存が完成しました(写真6)。その後「文化財保護法」の改正によって国の重要文化財に指定されています。



写真6 ドックヤードガーデン

横浜第2合同庁舎 (旧生糸検査所) 1990(平成2)年度認定

震災後の1940(大正15)年に建設されたこの建物の前身は、ミナト横浜を支えた輸出品生糸の検査所として「キーケン」の愛称で親しまれてきました(写真7)。戦後は「横浜農林水産合同庁舎」となり、1986(昭和61)年に国の横浜第2合同庁舎の候補地になりました。そこで国と横浜市は調査委員会を設置して、この建物の保全活用の可能性を検討した結果、構造的に保存は困難であるが低層棟として創建当初の姿に復元する提言が出されました。



写真7 旧生糸検査所

1990(平成2)年に設計が具体化することになり、外部の詳細な検討による復元計画がなされ、「市街地環境設計制度」が適用されて1993(平成5)年に現在の姿に生まれ変わりました(写真8)。



写真8 横浜第2合同庁舎

YCC横浜創造都市センター (旧横浜銀行本店別館) 2003(平成15)年度認定

当初のこの建物は、1929(昭和4)年竣工の「第一銀行横浜支店」でしたが、1972(昭和47)年に「横浜銀行本店別館」となっていました(写真9)。しかし「都市計画道路栄本町線」事業にかかるため、どう対処するかについて調査委員会を設置して検討しました。その結果、石造の列柱を半円形に並べたバルコニー部は保存し、事務所部はRC造であり復元も可能なため、建物全体をUR都市機構による北仲通南地区の市街地再開発事業の中で保存されることになりました。しかし「都市計画道路」と「みなとみらい線」の工事が複雑に錯綜する区域内にあったため、バルコニー



写真9 旧横浜銀行本店別館



写真10 曳家中のバルコニー部



写真11 YCC横浜創造都市センター



写真12 関内駅壁面レリーフ

部は約200mに及ぶ曳家工事が2度に分けて行われました(写真10)。そして2002(平成14)年に「横浜アイランドタワー」の低層棟として竣工しました(写真11)。

解体の際に、銀行内にあった金庫扉などは産業遺構として保存しておき、本店のロビーに会った巨大な壁画レリーフとともに、「みなとみらい線」の「関内駅」のコンコースに飾られています(写真12)。

にしわき・としお

早稲田大学・同大学院建築学科で学んだ後、大高建築設計事務所、武建築計画研究所で多摩NT計画、港北NT計画、再開発計画、観光開発計画、建築設計などに携わった。

36歳の時(1976年)、横浜市役所にアーバンデザイン担当主査として招聘される。都市デザイン室長、都市企画部長、都心部整備部長などを歴任し、「関内地区」「山手地区」「横浜駅周辺地区」「みなとみらい21地区」「金沢シーサイドタウン地区」「港北ニュータウン地区」「市民まちづくり」「歴史を生かしたまちづくり」「水と緑のまちづくり」「ライトアップなど都市空間演出」「デザイン都市横浜に向けた活動」等々、22年半に亘り横浜市の街づくりに携わり、都市デザインの具体的な実践活動を展開した。

59歳の時(1999年)、佐世保市役所に佐世保市理事(都市デザイン担当)として招聘され、7年間、海と緑に抱かれた心優しい街の都市デザインに取り組む。

首都圏と地方との二つの自治体、コンサルタン、事業者など、異なる立場から都市や建築に関わり、都市デザインを実践してきた。様々な公的委員や大学非常勤講師を歴任。講演、論文、著書、活動成果に対する受賞などがある。